

工場制下の労働と家族

— イギリス一八三三年工場法と家族 —

湯 浅 良 雄

はじめに

児童・年少者・婦人労働者の労働日制限条項、児童労働者に対する教育条項を基本内容とするイギリス初期工場法体系は、条文を単に解釈するかぎり、児童・年少者・婦人労働者の肉体と精神を保護し、児童に教育を与えることを基本目的としたものとして把握することができよう。この法律の監視にあたった工場監督官の設置は工場法を厳格に実施するための手がかりを与えるものであった。

このイギリス初期工場法体系においては、児童・年少者・婦人労働者のみに法的保護の対象が限定され、成年男子労働者はその対象から頑強に排除され続けた。この理由としては、

工場制下の労働と家族(湯浅)

児童・婦人労働者の年齢や性に規定された肉体的・精神的条件を別とすれば、自由な労働契約への国家介入を否定した自由放任主義的政策原理の支配、さらに、この政策原理の支配のもとで、時間短縮委員会に結集した労働者階級も工場法の規制対象を児童・婦人労働者に限定して運動を進めたことを、一般的には指摘することができよう。成年男子労働者にとっても、児童・婦人労働者の労働日が短縮されるならば、児童・婦人労働者との生産過程における分業関係ゆえに、間接的に彼らの労働日が短縮されるはずであった。

これらのことは、児童・婦人労働者の労働日の短縮が単に彼らのみにかかわる問題ではなく、その背後に種々の経済・社会関係を内包するものであること、したがって、工場法の

性格と意義を正しく把握するためには、単に条文の解釈にとどまらず、児童労働者や婦人労働者の法的保護に内包された経済・社会関係を掘り下げて究明し、そのなかに工場法を位置づけその性格と意義を把握する必要があることを、示唆している。

工場制の確立に伴う児童・婦人の大量雇用と、彼らに強制された無制限の長時間労働は、まず職場において、大量の不熟練労働者の流入として意識され、熟練労働者のみを構成員としていた労働組合に、児童・婦人労働者の規制という新しい課題を提起した。さらに、児童や婦人の大量雇用は、職場における労働組合運動に大きなインパクトを与えたにとどまらず、旧い家族制度を弱体化しつつ、家庭生活の解体をもひきおこした。この家庭生活の解体は工場内の長時間・過度労働と結びつくことによって、労働者階級の生命の生産と再生産の危機を著しく促進した。

人間の生命の生産と再生産とがあらゆる社会活動の根本にあるという史的唯物論の観点からするならば、人間は生きていくためには、衣食住を中心とする生活資料とそれに必要な道具を生産するための労働と、生活資料を消費し、子供を生

み育てるための家族とを、必要する。⁽¹⁾工場制の確立にさきだつ社会においては、家族は生活の場であるとともに労働の基本単位でもあり、さらに、階級社会の成立とともに、財産の継承単位として統治の末端機構に編成され、そのうえに、家長制的な社会・政治構造が形成されていた。工場⁽²⁾の確立によって、このような労働・生活・統治の基本単位であった家族は、もはや労働の単位でなくなるとともに、生活単位としての機能をも喪失し、解体の危機に直面するようになった。

工場制の成立とともに、それによって生みだされた種々の悪弊が問題とされるようになるが、労働者階級のみならず他の階級・階層の人々が工場制の改革に関心を持ち、それぞれ⁽³⁾の利害から工場改革構想を提起するようになったのは、職場における悪弊が、このような地域における家族の解体と結合し、児童や婦人労働者に矛盾を集中しつつ、いわば社会問題化したことを重要な契機とするものであった。すなわち、工場制の確立は、職域のみならず地域においても児童・婦人労働者問題を焦点としたのである。

したがって、この結果成立した工場法も、単に一労働条件としての労働時間を制限したにとどまらず、危機に直面した

家庭生活を始めとし、工場によって生みだされたあらゆる悪弊の根本的解決策として提唱されたという、性格をもつものであった。さらに、家族や教区といった旧来の統治の末端機構が解体するなかで、工場法を実施するためには、旧来の国家機構を革新し、新しい国家機構を創設しなければならなかった。この大工業の生産力にふさわしい新しい国家機構として創設されたのが工場監督官制度である。⁽²⁾

さきの史的唯物論の根本命題にちかえるならば、人類の発展は二つの側面から捉えられなければならない。すなわち、一方では、生活手段、物質的富としての生活手段の生産などにおいて、労働の生産力が高くなればなるほど、労働時間を短縮して自由時間を拡大しうる余地が生まれるという側面と、他方では、分業などにより労働の生産力が高まるにつれて生命の生産の単位としての家族の形態に変化が生じ、社会の共同生産の単位であった氏族制度が崩壊して、家族が私有財産の継承の単位となり、さらに、資本主義と大工業が社会の大多数の家族の私有財産をうばいとして、家族を財産所有から解放し、社会の共同業務の再建——教育、医療、交通、保育等々——によってのみ生活を維持しうる家族をつく

りだしてきたという二つの側面である。前者は労働の生産力の発展段階の指標であり、後者は家族の発展段階の指標である。

前記した基本的性格を持つ工場法は深刻な人間生活の危機を直接のきっかけとして成立したものではあるが、このような史的唯物論の観点から位置づけるならば、一方では、労働時間を短縮して自由時間を拡大せざるをえなくなったほどに高い労働の生産力の水準がすでに生みだされている、という労働の発展段階をあらわしており、他方では、家族の成員を私有財産の付属物というあわれな位置から救いだして、社会の共同業務としての発達を保障される個人として待遇せざるをえなくなったという家族の発展段階にあらわしている。すなわち、工場法の成立は、人類史の長い目で見るならば、人間が労働の生産力を発展させ、私有財産の継承単位としての家族関係をのりこえるまでに到達したということをし、したがって、労働時間の短縮によって自由時間を拡大し、社会の共同業務を再建して、家族の発達を支えるまでに社会が進歩してきたことを物語っている。

大工業の生産力を労働者階級の生命を破壊する手段として

ではなく、労働者階級を発達させる手段に転換するためには、資本の無制限な営利活動に制限が加えられなければならない。資本の營業権に属する労働時間の決定権を一般的法律によって制限を加えたのみならず、その法律を守る番人たる工場監督官を設置した工場法こそ、大工業の生産力を社会的に統制し、労働者階級の発達のために貢献せしめようとした人類史上最初の意識的な試みであった。⁽³⁾

筆者の基本課題は、かかる問題視角からイギリス一八三三年工場法の成立過程を分析し、その意義を確定することにある。三三年工場法は、児童の保護を徹底化し、教育条項を整備し、工場監督官を設置することによって、一八〇二年から始まるイギリス工場法史のなかで、その基本体系を確立したという意義を持っている。したがって、これまでのイギリス工場法史の研究においても、三三年工場法の成立過程に大きな関心が注がれてきた。しかし、これまでの研究においては、工場内の長時間・過度労働による労働者階級の生命の生産と再生産の危機が問題にされても、同じ工場制の確立がひきおこした家族制度の変化や家庭生活の危機をも視野に入れて、工場法の成立やその意義が論じられてきたようには思われな

い。

この小論においては、工場法をめぐる思想や運動、さらに、その成立過程を研究するための基礎的考察として、工場制下の労働・生活構造をとりあげ分析することにしたい。綿工場⁽⁴⁾の技術体系、労働力構成、労務編成等々については、これまで社会政策や経済史の研究者によって数多くの研究が積み重ねられてきた。ここでの分析の焦点は、これまで強調してきたことから当然のこととして、家庭生活や家族制度の変化に着目しつつ、工場制下の労働・生活構造を総体としてとりあげ分析することにある。

まず、第一章においては、工場制確立以前の典型的な労働者家族として織布工をとりあげ、その労働と生活構造を分析し、ついで、第二章では、綿工場の技術体系、労働力構成、労務編成を分析し、さらに、技術革新の展開によるその変化を跡づけたい。第三章の課題は、以上の分析をうけて、工場制下の労働・生活構造の総体に接近することにある。

(1) 人間の生命の生産があらゆる社会諸活動の根本にあるというこの史的唯物論の観点について、エンゲルスは『家族、私有財産および国家の起源』の序文でつぎのように述べている。「唯物論的な見解によれば、歴史における究極の規定要因

は、直接的生命の生産と再生産である。しかし、これはそれ自体さらに二とおりにわかれる。一方では、生活資料の生産すなわち衣食住の諸対象とそれに必要な道具の生産、他方では、人間そのものの生産、すなわち種の繁殖が、これである。

ある特定の歴史的時代およびある特定の国土の人間の生活がいとなまれる社会的諸制度は、二種類の生産によって、すなわち、一方では労働の、他方では家族の発展段階によって、制約される。F. Engels, *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats*, Werke, Bd. 21, S. 27-28. エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』全集、第二巻、二七ページ。

(2) 工場法の制定をめざした運動が工場改革運動 (Factory Movement) と呼ばれ、工場法が単なる労働時間短縮立法ではなく文字通り工場法とされている点に、十分留意する必要がある。

(3) 工場法を労働者階級の発達を支える社会制度として高く評価したマルクスは、工場法成立の必然性とその人類史的意義を、次のように簡潔に指摘している。

「工場立法、この、社会がその生産過程の自然発生的な姿に加えた最初の意識的な計画的な反作用、それは、すでに見たように、綿糸や自動機や電信と同様に、大工業の一つの必然的な産物である」。K. Marx, *Das Kapital*, Bd. 1, S. 504-505. マルクス『資本論』第一巻、全集、第二三巻、大月書店、六二〇ページ。

(4) この小論においては、綿工場とそこに働く労働者家族を対
工場制下の労働と家族(湯浅)

象に分析をおこなった。したがって、単に工場という場合には、具体的にはイギリス産業革命を主導した綿工場を指している。

第一章 織布工家族と家父長制的社会

第一節 織布工家族の労働と生活

イギリス綿工業における工場制への移行は紡績工程における技術革新、すなわち、ジェニー紡績機(一七六五年)、ウォター・フレーム紡績機(一七六九年)、ミュール紡績機(一七七九年)のあいづく発明によって開始され、ミュール紡績機の改良・大型化、自動ミュールと力織機の発明・普及(一八二五年)によって、その移行をほぼ完了した。

このような工場制確立以前において綿工業を主導していたのは織布工程である。ジェン・ケイによって発明された飛び杼は、一七六〇年頃までには完全に普及し、織布の生産力を二倍以上増加させたといわれている。

エンゲルスは『イギリスにおける労働者階級の状態』の「序説」をこの織布工程に従事する農村織布工から説きおこ

している。

「機械が採用されるまえば、原料を紡いだり織たりする仕事は、労働者の家のなかでおこなわれた。妻や娘たちが糸を紡ぎ、夫がこれを織ったが、もしその家の主人が自分で織らないときには、彼らはその糸を売った。これらの織布工の家族は、たいてい都市の近郊の田舎に住み、その賃金でりっぱに生計をたてることができた。……織布工は、たいていいくらかのたくわえをもち、小さな地所を賃借りして、それをひまな時間に——そして自分のすきな時間だけ織ることができたから、思いどおりひまな時間をもっていた——耕した⁽¹⁾」。

織布工家族にあつては、エンゲルスの記述にもみられるように、生産は夫の指揮のもとに家族内分業によって営まれていた。夫が主要生産工程であつた織布工程を担い、妻は家事労働に責任を持ちつつ、子供とともに紡績工程や準備工程に従事していた。したがつて、織布工家族においては、家族が生活の単位であるとともに、物的財貨を生産する基本単位でもあつた。——したがつて、織布工家族の場合少数の従弟や使用人を含めた家族の人数によって生産の規模が基本的に制約されてきた。たとえば、彼らの所有する織機台数は家族規模の増減とともに次のように変化したといわれている。すなわち、織布工はまず一台の織機で事業を開始し、従弟を雇用するよ

うになるとその織機の数が増加し、彼の子供が成長したとき織機の数も最大限に達する。そして、子供が独立するとともに、織機の数も減少し、やがて織布工が年をとると織機の数もとの一台にもどつた⁽²⁾。

織布工家族のもう一つの特徴は、主要生産工程を担つた夫たる家長が絶対的な權威を持ち、彼のもとに家父長制的な家族が形成されてきたことである。周知のように、氏族制社会が崩壊し私的所有が発生するとともに、財産の継承単位としての単婚家族が発生し、この単婚家族は財産の継承者たる家長の支配下におかれるようになった。エンゲルスによって描かれた農村織布工は、一七世紀の後半にもなれば問屋制マニユファクチュアのもとに編入され、その独立性はもはや形式だけのものとなつていた⁽³⁾。しかし、「黄金時代」を謳歌した織布工は、完全な賃労働者とは異なつて、なお小財産を形成する余地をもち、また、農業との結合が彼らに一定の独立性を保障した。織布工家族においては、この一定の独立性を基礎に、主要生産工程を担つた父親のもとに家父長的家族が形成されてきた。

このような家父長制的家族関係の下では、住み込みの従弟

や使用人も家長の妻や子供と同様に家族の一員としてあつかわれ、かかる資格において彼らは家族内分業に従事し、他方では、妻子といえども使用人と同様に家長の厳格な支配に服さなければならなかった。また、家族内分業の一翼を担い、幼少時から生産に参加した子供は、このような家父長制的家族関係の下で、職業教育や一定の社会教育を自然に身につけることができた。

以上のような家族内分業を軸とする労働・生活構造と、家父長制的家族制度は、織布工家族のみならず、工場制確立以前の都市の自営業者家族や農民家族をも等しく特徴づけていた。したがって、一部の統治者階級を除いた下層階級の生活は、商品生産の展開を別とすれば、このような家族とそのまわりの小さな共同体によってほぼ充足されていた。

ところで、綿工業が発展するにしたがって、農村織布工もしだいに織布業を専業とするようになるが、飛び籽の普及以来、織布工程と紡績工程との生産力の不均衡は拡大し、織布工はたえず糸の不足とその高騰に悩まされなければならなかった。周知のように、ジェニー紡績機とウォーター・フレーム紡績機のあいにく発明がこの糸不足を解消した。

工場制下の労働と家族（湯浅）

ハーグリーブスによって発明されたジェニー紡績機は、従来の手紡車を改良した単純な機械であって、小型で費用も安く、家内工業においても容易に使用することができた。このジェニー紡績機が改良され、大型化するにしたがって、紡績工程も婦人や児童にかわって成年男子労働者が従事するようになり、紡績業を専業とする家内工業者も急速に増大し、さらに、ジェニー紡績機を多数集めた「小工場」も出現するようになった。⁽⁴⁾しかし、ジェニー紡績機は、従来の織布と紡績との家族内分業から、紡績の専業をうながし、社会的分業を深化させつつも、全体としては、家内工業を外部業とするマニファクチュアを補強する役割を果たしにすぎなかった。

他方、アークライトによって発明されたウォーター・フレーム紡績機は、ローラーを中核とすることによって、手工的熟練と人力を排除し、水力を原動力とする巨大なアークライト型紡績工場を成立させた。手工的熟練と人力を排除したアークライト型紡績工場では、児童や婦人が労働力の主力を形成していたが、このアークライト型工場は、水流を求めて都市から遠く離れた農村の谷間に建設されたため、深刻な労働力不足に悩まされなければならなかった。周知のように、この

ためアークライト型工場においては、教区従弟を導入したり、労働者を家族ぐるみ雇用することによって、労働力の調達を図られた。ニューラナークにおいてアークライト型工場を経営したロバート・オーエンは、この点について次のように指摘している。

「できたばかりの工場に労働者を供給するために新しい住民を集める必要があった。それはなまやさしい仕事ではなかった。なぜなら規則正しい訓練を受けたすべてのスコットランドの農夫は綿紡績工場内で早朝から深夜まで毎日休みなしに労働するという考え方を軽べつしていたからである。当時これらの人手を確保するには、ただ二つの方法しかなかった。一つは州立の各種の慈善施設から子どもを連れてくる方法で、もう一つは家族ぐるみ工場周辺に住みつかせる方法であった。第一の方法で子供たちを收容するために一軒の大きな家が建てられ最終的には約五百人の子どもが收容された。かれらは主としてエジンバラのワーク・ハウスや慈善施設から連れてこられた。……」

第二の方法で住民を集めるために村が建設された。工場の雇用に応ずる気になった家族には安い家賃で住宅が貸し出さ

れた」。

しかしながら、このように最初の工場を成立させたウォター・フレイム紡績機も経糸しか生産できず、緯糸はジェニー紡績機に依存しなければならなかったため、ジェニー紡績機を使用していた家内工業を駆逐することができなかった。こうしたなかで、ジェニー・ウォター・フレイム紡績機段階においては、綿糸不足が解消され、イギリス綿工業が急速に発展するにつれて、織布や紡績を営む家内工業者は「黄金時代」を迎え、繁栄を謳歌することになった。すなわち、ジェニーとウォター・フレイム紡績機は、ジェニー紡績機による婦人や児童の失業、フォター・フレイムによる工場労働の出現と家族ぐるみ雇用といった一定の変化を内包しつつも、両紡績機とも、家内工業を根底的に変革するほどの生産力基盤を持たなかった。依然として家内工業が支配的な生産単位として存続するかぎり、労働・生活構造に大きな変化が生じなかった。

第二節 家父長制的社会と治安判事制度

工場制確立以前の支配的な家族制度として、前節で検討し

た家父長制的家族は、労働と生活の場であったのみならず、当時の身分制的で、家父長制的な社会・政治構造の基礎を形成していた。ラースレットは、工場制確立以前の社会においては人々が個人としてではなく、家族の一員としてのみ社会に属し、社会はこのような家族の長によって形成されていた⁽⁶⁾としてゐる。しかし、ラースレットも指摘しているように、実際にこの社会を構成しえたのは富と身分を持つ少数の統治者階級のみで、統治者階級に属さない大多数の人々は、家族とそのまわりの小さな共同体以外では政治的に無に等しい存在にすぎなかった。⁽⁷⁾

一七世紀のイギリス市民革命は絶対王制に終止符をうち、資本主義発展のための封建的制約を打破するとともに、議会制度を基礎とする新しい政治構造を確立した。この市民革命以降、確立した議会によって本源の蓄積政策が強力に展開された。それは地主の近代地主への転化を決定的に促進しつつ、商品経済とマニユファクチュアを広範囲に発展させた。しかし、市民革命自体が大地主と大商業資本家との同盟と妥協のうえに終結したこと、なお産業革命にいたるまでのイギリスが工業国であるというよりも農業国であったということに規

工場制下の労働と家族（湯浅）

定されて、市民革命以降においても、土地が最高の財産の形態であると考えられ、この土地を所有する伝統的な統治者階級がその地位を強固に維持し続けた。⁽⁸⁾

綿業において工場が急速に増大していた一八一五年の段階においても、下級地主ジェントリーと上級の大地所有貴族に属する四千人足らずの家族がこのような統治者階級を形成していたと、推計されている。⁽⁹⁾

地主は議会の上院と下院において多数を構成したのみならず、国教会の牧師や、陸軍・海軍の要職を占め、さらに、牧師とともに治安判事職を独占し、地方政治も統轄した。このうち、上院は大地所有貴族層を主要な構成員とし、下院と治安判事職は地方地主ジェントリーによって独占された。⁽¹⁰⁾

国王・上院・下院によって構成された議会と中央政府は、主として王国の防衛や貿易の規制といった対外機能に責任をもち、対内的には、税を徴収し、法と秩序を維持する機関以上のもではなかった。⁽¹¹⁾この結果、工場制確立以前におけるイギリスの国家機構、とりわけ、国民の生活に直接かかわる行政機構の範囲と規模は著しく小規模なものにとどまってい

た。かかる中央行政機構の不備を補い、実質的に行政を担ったのは地方行政機構¹¹治安判事制度であった。

治安判事は封建制が弱体化した絶対王制期に、封建制下の地方政治の中核機構であったマナーとマナー裁判所にかわって登場した制度である。各カウンティに配属された治安判事は枢密院の厳格な監視の下に、四季裁判所を通じて救貧法を始めとする多種多様な任務を担い、国王の手足となって地方の統治にあたった。⁽¹³⁾

さらに、絶対王制は、この治安判事制度の創設とともに、封建制下においては宗教単位であった教区を行政の末端機構に再編成し、地方行政機構にくみ入れた。教区には通例開放教区と呼ばれる住民集会在存在していた。この住民集会では、住民が自主的に条例の制定、教会税の決定、教会委員の選出を行ない、教会の管理とともに、民主主義的に共同業務を担っていた。しかし、教区が行政の末端機構に再編成されるとともに、住民の共同業務は救貧行政の行政対象に転化され、教区には治安判事によって任命される貧民監督官が配置され、さらに、住民によって選出された教区委員も貧民監督官の補佐役になり、教区行政の担当者として再編成された。このよ

うに絶対王制下においては、「国王のもとに枢密院と僧正を頂点とし、治安判事を媒介装置としてその両翼に救貧監督官と教会委員を内包し、さらに教区集会を最低辺に設置した」⁽¹⁴⁾全国的規模の統治機構が成立していた。

絶対王政を打倒し、地主階級を支配階級にひきあげた市民革命によって、枢密院はその統制力を失い、治安判事は文字通り「カウンティの支配者」たる地位を確立し、ここにジェントリ¹²地方地主を担い手とする「地方自治の黄金時代」が開花する。地方政治を独断的に支配したジェントリ¹²は地方の事情についても明るく、封建的な身分観念と結合した土産所有の権威を基礎に、農民や家内工業者を家父長制的に統轄した。エンゲルスは、さきの引用に続けてこの点を次のように指摘している。

「彼らは（織布工のこと——引用者、道德的および知的見地からすれば、当時なおその小作地をつうじてたいてい直接むすびついていた農民と同じ段階にあった。彼らは自分たちのスクワイアー（Squire）——その地方の有力な地主——を自分達の当然の旦那様だと考え、彼に相談をもちかけたり、自分たちの小さなめごとをもちこんで解決してもらったりして——こうして家父長制的な関係にともなうあらゆる尊敬をはらっていた。⁽¹⁵⁾

市民革命によってきりひらかれた商品経済の発展とマニユファクチュアは封建的な関係や、家父長制的な関係をしないで商品・貨幣関係に還元する。とりわけ、一八世紀の後半から激しさを増した第二次エンクロージャーは、地主・農業資本家・農業労働者という新しい階級区分を創出しつつ、農村のすみずみまで商品・貨幣経済を浸透させた。これに伴い、救貧行政の担い手も治安判事から救貧監督官に移行し、この救貧監督官も農業資本家によって占められるようになった。しかし、くり返し指摘したように、マニユファクチュアの生産力は、小商品生産者や小農をなお広範囲に残し、家父長制的な社会政治構造を根底から変革することができなかった。なお草の根においては、小所有者意識にもとづく家父長制的家族や、地主への家父長制的な支配・従属関係が強固に再生産されていた。

クロムプトンによって発明されたミュール紡績機はその名に示されているように、ジエニー紡績機とウォター・フレーム紡績機の原理を総合化したもので、これによって、経糸と緯糸の生産が両方とも可能とされた。このミュール紡績機も当初は小型で家内工業においても利用されたが、あいつぐ改

工場制下の労働と家族(湯浅)

良によって大型化されるにしたがって、動力源として馬力、ついで、水力、さらに蒸気力が利用されるようになり、ミュール型工場が確立した。このミュール型工場は農村の谷間に建設されていたアークライト型工場と異なつて、労働力の豊富な都市に建設され、ジエニー紡績機に依拠する家内工業者を駆逐しつつ急速に発展した。

紡績部門に工場制が確立するなかで手織工は資本制的家内工業に再編成され、かれらのドラスティックな没落が開始された。家内工業によって営まれ、費用があまりかからなく、熟練が不要であった織布部門には、紡績工場の発達によって没落した家内紡績工、景気の悪化等によって失業した工場に働く紡績工、綿業の発展によってスクラップされた他の繊維産業の家内工業者、農村から都市へ流入した農民、さらに、アイルランド移民者が殺到した⁽¹⁶⁾。一八二五年恐慌を契機とする力織機の普及はこの手織工の没落を決定的にした。

工場制の確立はこのように家内工業者をドラスティックに没落させつつ、労働者を工場へ大量に吸引し、旧来の労働・生活構造や、家父長制的な社会・政治構造を根底的に変革する。

(一) F. Engels, Die Lage der arbeitenden Klasse in Eng-

land, Werke, Bd. 2, S. 237~238. エンゲルス『イギリス

における労働者階級の状態』全集、第二巻、一三〇ページ。

エンゲルスは『イギリス労働者階級の状態』の「序

説」を P. Gaskell, The Manufacturing Population of

England, London, 1833. を参考にして執筆した。キヤスマ

ルは織布工家族を牧歌的に描きつつ、工場制による家族の解

体に、労働者が貧困化する最大の原因を求めていた。

エンゲルスはキヤスマルの見解を参考にして、決して織布工家族をロマン主義的には描かなかったことに注意しなければならぬ。エンゲルスは織布工工場労働者を次のように対比している。

「しかしそのかわりに、精神的には彼らは(織布工のこと——筆者)死んでいた。自分たちの小さな私的利益と、自分の織機、自分の小庭園のことだけを考えて生活していた。その、人類世界のあいだに進行していた力強い運動については、なにも知らなかった。彼らは自分たちのもの静かな植物的生活が気に入っていた。そして、もし産業革命がおこらなかったとすれば、たしかにきわめてロマンティックで情緒に富んではいったが、人間にもきわしくないこうした生活から、決して逃げることがなかったであろう。……産業革命は、……労働者の手に残されていた独立的な活動の最後の残りかすまで奪い去ったが、まさにこうすることによって、労働者にたいしてものを考え、人間的地位を要求する刺激を与えたのである」(Ibid., S. 239, 一三三二ページ)。

(2) A. P. Wadsworth and J. D. L. Mann, The Cotton Trade

and Industrial Lancashire, 1600-1780, London, First published 1931, Reprinted 1965, p. 326.

(3) Ibid., Book I, S. D. Chapman, The Cotton Industry in the Industrial Revolution, London and Baringstoke, 1972, p. 11-13. を参照。

(4) A. P. Wadsworth and J. D. L. Mann, op. cit., p. 315.

(5) Robert Owen, A New View of Society and other Writings, G. D. H. Cole, edit, 1927.

ポーター・オーエン「斉藤新治訳」性格形成論——社会とついでの新見解——『世界教育学選集七八』明治図書、一九七四年、四一ページ。

(6) Peter Laslett, The World we have lost, London, 1965, p. 20.

(7) Ibid., p. 28.

(8) 商品経済の発展とともに、大土地所有者はその土地所有に依拠して各種の鉱山や、運河・道路に資本を投下することによってより多くの収益をあげるようになった。

(9) N. Gash, Aristocracy and People, London, 1979, p. 18.

(10) 一七〇一年の「国家法」によつて、州 (county) 選出議員の資格は、年価値六〇〇ポンド以上、自治都市 (Borough) のそれによつては、三〇〇ポンド以上の土地所有者に限定され、また治安判事も一〇〇ポンド以上の土地所有者および定期不動産債権者に限定された(天野和夫他編『マルクス主義法学講座④国家・法の歴史理論』日本評論社、一九七八年、三八ページ)。

- (11) 以上の点を含め、市民革命以降の政治構造については、福井英雄「一八世紀イギリスの地方政治と中央政治(一)~(三)」「立命館法学」第六七号、六九・七〇合併号、第七一号、一九六六、六七年。

(12) N. Gash. op. cit., pp. 43-51.

- (13) 初期の治安判事制度については、小山貞夫『中世のイギリス地方行政』創文社、一九六八年、また、戒能通厚『司法国家制の歴史的構造』『社会科学研究』第二四卷、第五・六合併号、一九七三年、を参照。

(14) 赤木須留喜「一八三四年の救貧法の改正——イギリスにおける近代的な地方制度に関する一考察——」(一)~(三)『国家学会雑誌』第七一卷、一、二、十二号、一九五七年、一三三ページ。また、赤木氏は教区の行政組織への再編成についても次のように指摘されている。

「絶対王制の要望に応じて、その巨大な社会的積杆の基点に据えられたのが教区である。その基本線は、教区に存続していた「組織」と教区民という「住民意識」を巧妙に温存・利用するものであり、いわば教区の有機体的伝統と特色を継承しつつそれを転用して新行政機構の骨組としたのである。すなわち行政面では local knowledge と local patriotism を利用する意味で、無給・一カ年・強制奉仕制度に立脚する教区住民のアマチュアリズムを継承しつつ、反面において新に世俗的行政の担当相となった教区吏員と住民集会との接触を切断し、彼等を治安判事の監視統制の下に置いたのである。また、財政面においては、『神の貧民』に対する教区民の自

工場制下の労働と家族(湯浅)

発的慈善施与 (alms) を rate という強制課税に転化したのである」(同上書(一〇ページ))。

(15) F. Engels. op. cit., S. 238, 1331ページ。

(16) D. Bythell, The Hand loom Weavers, London, 1969, Chapter 3, を参照。

第二章 工場制下の労働力の等級制的編成と

紡績工程における技術革新の展開

第一節 工場制下の児童・婦人労働者と

労働力の等級制的編成

工場制下の労働・生活構造を把握するためには、工場制の確立を規定づけた作業機体系から分析を始めなければならぬが、労働力構成や、その編成を含めたミュール紡績工場の生産過程については、これまでにも、『三三年児童労働委員会報告書』⁽¹⁾を主に利用して、いくつかの研究が積み重ねられてきた。⁽²⁾したがって、ミュール紡績工場の生産過程については、これらの研究に依拠しつつ基本点のみを確認することに、本節においては、工場内における児童・婦人労働者の位置を労働力の等級制とのかかわりで確定し、次節においては、

技術革新による合理化過程を検討し、その再編成を分析することにした。

三〇年段階における綿工場の主要な経営形態は、紡績専用工場、織布専用工場、紡績過程と織布過程とを同一の工場内でおこなう紡織兼営工場に区別することができる。さらに、生産された糸の品質から太糸工場と細糸工場とに区分される。二五年恐慌を契機として、それまで太糸を生産していた綿工場が、力織機を導入することによって織布を兼営し始め、紡織兼営工場が急速に増大した。この紡織兼営工場の主要生産工程は〔図1〕に示されている。

すなわち、それは①混打綿工程——②梳綿工程——③練篠工程——④粗紡工程——⑤精紡工程——⑥仕上工程——⑦織布準備工程——⑧織布工程からなっている。このうち、①から④までが紡績の準備過程を構成し、⑥の仕上工程は紡績過程に含められる。したがって、兼営綿工場の生産過程は準備過程、紡績過程、織布過程に大別することができる。⁽³⁾ 精紡工程に導入されているスロックスル紡績機は、ウォー

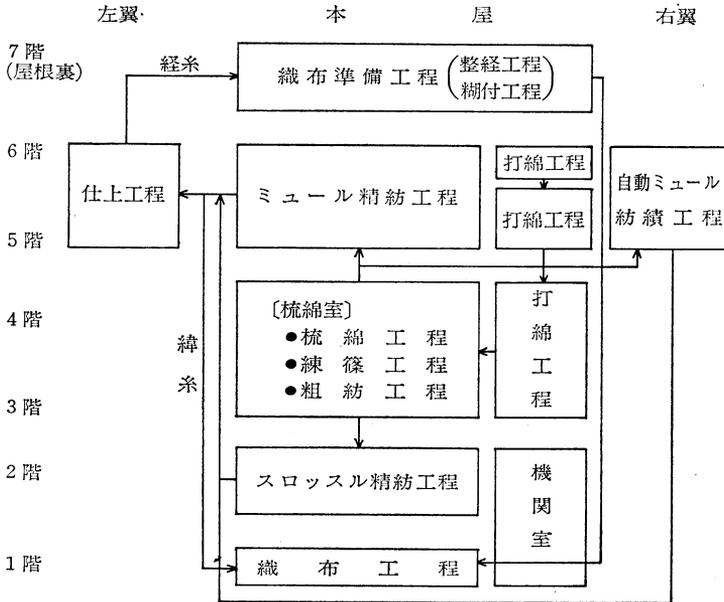


図1

〔出所〕 天野「19世紀前半におけるイギリス綿工業の資本・賃労働関係」『長野大学紀要』第3・4号、1974年、p.94、より。

ター・フレーム紡績機が改良されたもので、力織機用の強い経糸を安価に供給できる紡績機として、兼営工場に配置されるようになったものである。⁽⁴⁾

三三年児童労働委員会『補足報告』によれば、このような各工程に配置された労働力のうち、成年男子労働者の比率は二八・二%を占めるにすぎず、婦人が三〇・五%、年少者・児童が四一・三%（このうち二分の一以上が一四歳以下の児童）を占めている。したがって、労働力の性別・年齢別構成を量的に把握するならば、婦人・年少者・児童が工場内の主力労働者を構成していたことを確認することができる。この性別・年齢別構成を「表2」によって、さきの主要工程に即して概観するならば、成年男子労働者の比率が三〇%以上を越えているのは、機械工やローラー被覆工を除けば、ミュール紡績工程のみである。このような各工程間の主力労働者の相違は、準備過程・スロックスル紡績工程・織布

工場制下の労働と家族（湯浅）

表1 1833年ランカシャー地域における綿工場労働の性別・年齢別構成

地域別	成人労働者		18歳以下14歳以上の年少者			14歳以下の児童		
	男	女	男	女	小計	男	女	小計
Manchester and immediate neighbourhood	4,421 (25.42)	5,731 (39.26)	1,514 (8.71)	1,887 (10.35)	3,401 (19.16)	2,287 (13.15)	1,550 (8.91)	3,837 (22.06)
Stockport and Heaton Norris	2,314 (30.87)	2,175 (29.06)	583 (7.78)	777 (10.37)	1,360 (18.15)	973 (12.99)	669 (8.93)	1,642 (21.92)
Duckenfield and Stayley Bridge	1,251 (35.58)	1,256 (35.72)	232 (6.60)	163 (4.64)	395 (11.24)	320 (9.10)	294 (8.36)	614 (17.46)
Hyde, Brinnington & c.	1,936 (26.71)	2,451 (33.81)	666 (9.19)	924 (12.75)	1,590 (21.94)	657 (9.06)	615 (8.48)	1,272 (17.54)
Tintwistle, Glossop, & c.	728 (29.33)	675 (27.20)	324 (13.06)	252 (10.15)	576 (23.21)	248 (9.99)	255 (10.27)	503 (20.26)
Oldham	1,318 (34.91)	824 (21.83)	371 (9.83)	422 (11.18)	793 (21.01)	442 (11.71)	398 (10.54)	840 (22.25)
Bolton	1,443 (26.38)	1,279 (23.39)	570 (10.42)	637 (11.65)	1,207 (21.17)	855 (15.63)	685 (12.53)	1,540 (18.16)
Warrington	207 (28.91)	235 (32.82)	53 (7.40)	55 (7.68)	108 (15.08)	90 (12.57)	76 (10.62)	166 (23.19)
One millat Bury	122 (21.90)	195 (35.01)	40 (7.18)	73 (13.11)	113 (20.29)	69 (12.39)	58 (10.41)	127 (22.80)
総計	13,740 (28.24)	14,821 (30.47)	4,353 (8.95)	5,190 (10.67)	9,543 (19.62)	5,941 (12.21)	4,600 (9.46)	10,541 (21.67)

〔出所〕 S. R. 1833, p.119 より作成。

表2 1833年ランカシャー綿工場における労働力の工程別構成

作業工程	成人労働者		(C) 18歳以下の年少者・児童						成年男子労働者の比率		総計		
	(A) 男	(B) 女	男			女			小計	(A)+(B) 比率 (%)			
			直接雇用	間接雇用	不明	直接雇用	間接雇用	不明					
選綿・開綿	272	689	212	1	9	94	2	3	(9.53)	(0.9)	321	(21.2)	1,282
梳綿	2,350	3,501	1,229	81	18	2,061	117	40	(32.8)	(5.6)	3,546	(25.0)	9,397
ミューール紡績	5,163	1,189	693	5,852	50	346	2,284	24	(11.2)	(87.9)	9,253	(33.1)	15,605
スロックスル紡績	193	688	373	40	32	500	4	51	(90.6)	(0.8)	964	(10.5)	1,846
糸	146	2,552	40	5	—	542	23	8	(94.2)	(4.5)	618	(4.4)	3,316
織布工程	4,627	6,108	986	610	35	2,538	1,104	32	(66.4)	(32.3)	5,305	(28.8)	16,040
ローラー被覆	61	87	5	1	—	9	7	—	(63.6)	(36.4)	22	(35.9)	170
機械工等	927	7	43	3	8	1	—	—	(80.0)	(5.5)	55	(93.7)	989
合 計	13,740	14,821	3,585	6,557	152	6,091	3,541	158	(48.2)	(50.3)	20,084	(28.2)	48,645

(出所) S. R. 1833, p. 124 より作成。

過程においては自動作業機がほぼ完成し、ミューール紡績機のみがなお半自動の段階にとどまっていたという、当時の技術の不均等な発展を反映したものである。

初期のミューールは手動で、往復台の移動は紡績工の筋力に依存し、捲上げにも手の操作が必要であった。このミューール紡績機はしだいに改良され、大型化されるにたがって動力機と結合され、往復台も自動化されたのであるが、捲上げに

は依然として手の操作が必要とされ、ミューール紡績機はなお半自動の技術段階にとどまっていた。他方、なお一定の熟練が必要とされた梳綿工程のストップパー、梳綿機掃除法、磨針工、織布準備工程の糊付工といった一部の間接部門の職種を除けば、準備工程、スロックスル紡績工程、織布工程においては、自動作業機があいついで完成されていた。

マルクスは、工場制の確立にともない、マニファクチュ

アのもとでの労働力編成Ⅱ等級制が克服され、労働平等分配制度が実現されると主張したA・ユア⁽⁵⁾を批判して、資本主義のもとでも工場制下においても労働者の等級制的編成が、労働者を機械の付属物とすることによって、また、機械の不均等な発展や、婦人や児童労働者の導入によって、資本による体系的搾取手段として再生産されていることを、強調している⁽⁶⁾。確立したばかりの綿工場においても、機械の不均等な発展と児童や婦人労働者の導入とが結合されて複雑な労働者の等級制が形成されていた。

まず、綿工場においては機械の不均等な発展、したがって資本による労働者の包摂段階の不均等に対応して、異なった労働者統轄方式がとられていた、綿工場において等級制的な職場序列が典型的に形成されていたのは、作業機が半自動の段階にとどまっていたミュール紡績工程である。紡績工の配下には、ビッグバイサーと呼ばれた一八歳前後の糸継工、その下には一四歳前後の糸継工、さらにその下には掃除工が配置され、等級制的な賃金体系と昇進序列が形成されていた。

このミュール紡績工程においては、糸継工や掃除工といっ

工場制下の労働と家族（湯浅）

た補助労働者がミュール紡績工自身によって雇用される、工場内請負制が支配的な雇用形態をなしていた。紡績工には出来高に応じて請負賃金が支払われ、補助労働者の賃金はこの請負賃金から、時間給にもとづいて支払われていた。ミュール紡績工程に監督労働者が配置されている場合においても、監督労働者は、ミュール紡績工に依存して補助労働者を間接的に統轄するにすぎなかった。

これに対し、自動作業機が完成していた他の工程では、主に婦人労働者や児童から構成されていた労働者は、工場主によって直接に雇用され、主として時間給によって賃金が支払われていた。各工程には監督労働者がそれぞれ配置され、彼らにはその工程の作業量に応じて出来高給が支払われ、この監督労働者によって直接職場が統轄されていた。

最後に、綿工場全体の賃金の等級制を考察しておくならば、ミュール紡績工が等級制の頂点に位置し、彼らは他の工程の監督者とほぼ等しい賃金を得ている。紡績工の下に配置された糸継工の賃金は、紡績工の約五分の一の水準にすぎず、その下の掃除工にいたっては、糸継工の約二分の一の賃金水準である。婦人労働者が主力を形成していた典型的な工程は、

スロースル紡績工程と織布工程であるが、この工程における
 婦人労働者の賃金はミュール紡績工の三分の一の水準である。
 さらに、ミュール紡績工程以外において熟練労働者として雇
 用されていた成人男子労働者の賃金は、糊付工といった一部
 の例外を除けば、婦人労働者よりも高い水準にはあつたが、
 ミュール紡績工のほぼ二分の一の水準にすぎない。

このように、綿工場を全体としてみれば、ミュール紡績工
 に代表される一部の労働者を除いては、量的に労働力の主力
 を構成していた婦人や児童の賃金はきわめて低位の水準にお
 かれ、そのうえに、機械の不均等な発展と婦人や児童労働者
 の導入とが結合されて複雑な労務編成と賃金の等級制が形成
 されていた。しかし、大工業の技術的基礎的革命性は、たえ
 ず新しい技術や改良を生産過程に導入し、このようなマニユ
 ファクチュア的な労働者の等級制を再編成せざるをえない。⁽⁷⁾
 工場制が確立した綿工業は、この時期激しい企業間競争に直
 面し、この企業間競争に促進されて生産過程のあいつぐ改善
 が実施された。

表3 1833年ランカシャー地域における綿工場労働の週平均賃金

工 程	職 種	性別と年齢	週平均賃金(pence)
梳 綿	監督・梳綿工	成年男	282.06
	練糸工	成年女	95.98
	練糸工	同年同	89.50
	練糸工	同年同	39.76
ミュール紡績	監督	成年男	350.95
	績工	成年男(一部成年女)	307.91
	糸工	年少者・児童	64.73
	掃除工	年少者・児童	34.68
スロースル紡績	監督	成年男	268.51
	績工	成年女・年少者	93.00
織 布	監督	成年男	315.56
	経工	成年男・女	147.08
	布工	成年女(一部成年男)	129.87
	糊付工	成年男	333.69

〔出所〕 S. R. 1833. p.125 より作成。

第二節 紡績工程における技術革新の
展開と生産過程の再編成

〔表4〕は、一八四一年に工場監督官ホーナーによって実施された工場調査をもとに作成されたもので、綿工場の経営形態別規模別構成を示している。

この表を一瞥して気づくことは、四一年段階においても非常に小規模な工場がなお量的に圧倒的な比重を占めていることである。小数の巨大工場を頂点とし、このような圧倒的多数の小零細工場を底辺にもつピラミッド型の規模別構成は、

〔表5〕からもうかがわれるように、すでに一九世紀の初頭から確立していたものである。通説的には、二〇年代の後半から三〇年代にかけて、紡織兼営工場の増大やミュールの長軸化にともない、工場規模の大型化・固定資本の増大、少数の大企業への企業集中が急速に進行したと、把握されてきた。しかし、このような通説的理解に反し、四一年の段階になっても、労働者の数が一〇〇人に満たない綿工場が全体の約七〇%を占めている。

表4 1841年ランカシャー地域における綿工場の経営形態別規模別構成

企業類型	労働者数										総計			
	0~49 (人)	50~99	100~199	200~299	300~399	400~499	500~599	600~699	700~799	800~899	900~999	1,000以上	企業数	労働力数
細糸専用工場	9	23	27	6	6	3	3	1	—	—	—	2	80	15,275
大糸専用工場	176	97	123	46	15	7	2	2	—	—	—	1	470	51,560
細糸・大糸専用工場	20	33	76	56	33	30	21	10	7	7	6	6	321	112,031
織布専用工場	27	38	31	6	2	—	—	—	—	—	—	—	104	9,522
主要工場総計	232	191	257	114	56	40	26	12	9	7	6	25	975	138,388
補助工場	112	8	6	1	1	1	1	—	—	—	—	—	130	4,534

〔出所〕 Horner's Report, 1841, U.A.G. Gatrell, op. cit., p. 98 にもとづき作成。
なお、補助工場の内わけは、doubling 32工場, Smallware manufacture 23工場, Spinning and weaving cotton waste 75工場と、なっている。

工場制下の労働と家族（湯浅）

表5 1816年段における綿工場規模別類型

労働者数	地区 Manchester and Salford	Scotland	Preston and District	Bury and District	Oldham	Lancashire	計
1~99	10	6	9	1	2	4	35
100~199	14	17	7	2	4	5	50
200~299	7	10	1	3	1	1	27
300~399	8	2					11
400~499	3	2		1			7
500~599	2	1			1		3
600~699	2	1					3
700~799		1	1				2
800~899		1					1
900~999	1						1
1,000~1,099							1
1,100~1,199	1						1
1,200~1,299	1						1
計	49	41	18	7	7	10	142

〔出所〕 R. S. Filton and A. P. Wadsworth, The Struts and the Arkwrights 1758—1830, Manchester, 1958, p. 195.

にレース用に生産され、太糸は大衆消費用として、それから綿布が生産されていた。こうしたなかで、紡績企業家は一般的に次のようなバラドシカルな状況に直面していたといわれている⁽¹⁰⁾。

〔表6〕に見られるように、太糸と比較して細糸のほうがはるかに利潤が高く、価格も比較的安定していた。しかし、

細糸は奢侈品用であり、その需要が制限されているとともに、流行によって激しく変動せざるをえなかった⁽¹¹⁾。他方、太糸は大衆消費用として需要は安定していたが、その利潤余地は小さかった。このためこの太糸部門においては、すでに指摘したように利潤を安定させるために織布を兼営する企業が急増していた⁽¹²⁾。

表6 40番手と100番手紡糸における「付加価値」の変動

年度	40番手紡糸 (1bあたり)				
	販売価格 S. d.		原棉価格 S. d.		賃金・利潤・その他 S. d.
1779	16	0	2	0	14 0
1784	10	11	2	0	8 11
1799	7	6	3	4	1 0
1812	2	6	1	6	1 0
1830	1	2½	0	7¼	0 6¾
1860	0	11½	0	6¾	0 4¾
1882	0	10½	0	7½	0 3¾

年度	100番手 (1bあたり)				
	販売価格 S. d.		原棉価格 S. d.		賃金・利潤・その他 S. d.
1786	38	0	4	0	34 0
1796	19	0	3	6	15 6
1806	7	2	3	0	4 2
1812	5	2	2	4	2 10
1830	3	4½	1	1¾	2 2¾
1860	2	4	0	11	1 5
1882	1	10	0	9¾	1 ¾

〔出所〕 Thomas Ellison, The Cotton Trade of great Britain, 1866, New impression 1968. London, p.61 より作成。

小規模な工場は景気の変動によってたえず破産しつつも、すぐさま蘇生してきたものと考えられるが、以上で指摘したような条件下で、小規模工場が蘇生しえた一般的な条件として、次の四点を指摘することができる。

第一は、古い紡織機やスチーム・エンジンの中古市場が存在し、安価に機械を調達することができたことである。第二は、動力を安価に供給できる水力の利用である。水流の豊富

なミッドランド地域やスコットランド地域においてはアークライト型工場が発展したが、大きな河川がなかったランカシャー地域においても、小川さえあればその水流を利用して「小工場」を設立することができた。

工場制下の労働と家族(湯浅)

一四一(四二七)

表7 41年ランカシャー綿工場における蒸気力と水力の比率 (%)

	5 h. p. 以下の 75 工場	20 h. p. 以下の 395 企業	20 h. p. 以上の 580 企業
蒸気力のみを動力源とする工場	47	64	84
蒸気力と水力を動力源とする工場	—	13	14
水力のみを動力源とする工場	43	23	2
総動力のなかでの水力の比率	47	21	8

〔出所〕 Horner's Report, 1841, より V.A.G. gatrell. op. cit., が作成した表 (p.104) にもとづいて作成。

それゆえ、通説的に理解されているほど水力を動力源とする工場は衰退せず、「表7」によれば、四〇年段階においても、小規模工場においては水力に依拠する工場がかなりの比重を占めている。⁽¹⁴⁾ 第三は、委託販売制度の普及である。たとえば、織布を営んでいた問屋制マニユファクチュア主は、安定した綿糸の供給を確保するために、パートナーとして綿工場の経営に参加するとともに、原料の前貸しや長期の信用を与えつつ、零細工場を委託販売制度に編入していた。⁽¹⁵⁾ 「表4」のうち、補助工場や五〇人以下の労働者を雇用するかなりの工場がこの委託販売制度に編入されていたものと推定される。第四の条件は、以上のような条件に加えて、小零細工場は低賃金・長時間に依拠することによっても競争戦に臨むことが可能であったという点である。

この最後の点において、注意しなければならないのは、この時期、大規模な工場でなくても、最新の大型ミュールを導入することができたことである。ちなみに、「もともとコンバクトで、よく規制された近代的工場」として、ユアによってひきあいにだされた著名なオレルの工場は、三八八名の従業員しか雇用していない小規模な工場であった。⁽¹⁶⁾ V・A・G・

ガートレルはこの点を強調し、この時期の主要な競争関係は、一般的に想定されているような、最新の機械体系を整備した大工場と、旧型の機械しか設置できないがゆえに、低賃金・長時間労働を競争の武器とした小工場とのそれではなく、むしろ工場の規模にかかわらずなく、効能率の新しい機械を積極的に導入した企業家と、旧型の機械に固執し、低賃金長時間労働を競争の武器とした企業家との競争であったとして、⁽¹⁷⁾

各工場主が生産費をきりさげ、競争戦に勝ち抜くために、激しい技術革新と合理化を展開したのは、いうまでもなく、自動作業機の完成がおくれ、その有利な条件に依拠して強力な労働組合運動が展開され、その結果、隔絶した賃金が支払われていたミュール紡績工に向けてである。

紡績機の自動化を実現した自動ミュールは、二五年にR・ロバーツによって特許権が獲得された。彼は、自動ミュールの最大の利点として、工場主に次のように宣伝している。すなわち、自動ミュールでは、「糸継工のみが必要とされ一人の作業で十分に六ないし八ペアーのミュールを、あるいは、それ以上のミュールを監督することができるので」、この自

動ミニールは、「おのおののペアーのミニールにつき、紡績工の賃金を節約する⁽¹⁸⁾」と。

巻き上げから手の操作を排除することによって、紡績工の熟練を不要にした自動ミニールこそ、ミニール紡績工の強力なストライキを打ち砕くため、工場主がその完成を待ち望んでいたものである。この自動ミニールには一八歳前後のマインダーと糸継工が一人ずつ配置されたが、このマインダーはミニール紡績工の約三分の一の賃金で雇用することができた。

自動ミニールを導入するためには、当初かなりの費用がかかったが、三〇年になるとヘッド・ストックを単にとりかえるだけで、既存のミニールを簡単に自動ミニールに転換することのできる方法が、J・スマイスによって開発され、自動ミニールが急速に普及するようになった⁽¹⁹⁾。とはいえ、細糸部門にまで自動ミニールが完全に普及するのは六〇年代になってからであって、自動ミニールが紡績工程を制覇するにはかなりの期間を要した⁽²⁰⁾。したがって、二〇年代の後半から三〇年代にかけて労働者に激しい合理化を強制したのは、自動ミニールの導入を背景に持ちつつも、むしろ各々の綿工場主が血道をあげて採用したミニールの長軸化と、これと結合して実

工場制下の労働と家族(湯浅)

施されたダブル・デッキングである。

マンチェスターのある細糸紡績工場を例にとり、この合理化の一例を挙げるならば、二九年にこの工場では、三二九紡績の八台のミニールが四人の紡績工によって担当されていた。一人の紡績工がそれぞれ二台のミニールに責任を持ち、したがって、一人当り六五八紡績、四人で合計二五九二紡績を操作していたことになる。この工場では、まずミニールが二倍の六五八紡績に長軸化され、その結果、一人の紡績工によってそれぞれ六五八紡績のミニール機が二台操作されるようになった。さらにすぐさま、この長軸化されたミニールがダブル・デッキングにされ、最終的には、一人の紡績工によって、一二九六紡績のミニールが二台操作されることになった。したがって、当初、四人の紡績工によって操作されていた二五九二紡績が、今や一人の紡績工によって操作されるようになったわけである⁽²¹⁾。

三三年児童労働委員会『補足報告書』によるならば、一人の糸継工が糸を継ぐことのできる本数は約一二〇本で、紡績工もまた自ら約一〇〇本の糸を継いでいた⁽²²⁾。これを基準に計算すれば、当初は四人の紡績工によって約一七名の糸継工が

雇用されていたことになる。しかし、紡績工の受持つ紡錘数が増大すると、紡績工は以前の半分しか糸を継ぐことができなくなり、その結果、紡績機がダブル・デッキングされた最終段階においては、一人の紡績工によって二二名の糸継工が雇用されなければならないことになる。したがって、ミュール紡績工程の合理化の結果、熟練労働者であった紡績工が四名から一名に減少したかわりに、不熟練労働者たる糸継工は一七名から二二名に増大し、不熟練工による熟練工の代替が急速に進行した計算になる。

このような激しい合理化の結果は、「表8」に示されている。考察の対象とした細糸紡績工場においては、二八年当時紡績工場はその人数において一〇・六%を占めるにすぎなかったが、その賃金は総支払賃金総額の五二%を占めていた。しかし、合理化の結果、四〇年になると紡績工の人数は全体の六%に低下し、賃金も三九%を構成するにすぎなくなり、このため、この工場の総支払賃金も二八年を一〇〇とすれば、七四まで低下している。

このような技術革新にもとづく合理化が長期的な趨勢として貫徹し、紡績工を失業においこんだとするならば、紡績工

表8 一細糸工場における合理化の諸結果 (%)

年度	紡績工とその他の労働者との比率		1828年を100とした総支払賃金額の推移	紡績工とその他の労働者に支払われた賃金の比率	
	紡績工	他の労働者		紡績工	他の労働者
1828	10.6	89.4	100	52	48
1830	10.3	89.7	85	48	52
1840	6	94	74	39	61

〔出所〕 Horner's Report, 1841, p83 より作成。

表9 1841年ランカンシャー地域におおる綿工場の失業者

	工場数	総馬力数 (h. p.)	使用されていない馬力数 (h. p.)	完全操業時に雇用されている総労働者数	調査時に雇用されている労働者数	失業者・者
週69時間操業	887	30,697	2,717	152,311	142,063	10,248
週69時間以下の操業	139	5,801	674	30,105	27,764	2,341
休業	138	3,397	3,397	16,774	—	16,774
合計	1,164	39,895	6,788	199,190	169,827	29,363

〔出所〕 Hornen's Report, 1841, p.21 より作成。

は短期的にも激しい景気変動によって失業に追いつまねられ、ればならなかった。さきのホーナーの工場調査によるならば、四〇年の後半期に完全操業していた工場は七一・二%しかなく、部分操業の工場が一・九四%、休業中の工場が一・八六%も占めている。このため、総労働力約二〇万人のうち、約二万九千人が失業か休職中であり、部分操業中の工場に雇用されていた約二万八千人の労働者も、賃金の削減を受けていたものと思われる。

これまで考察してきたように、工場は家内工業者を没落させ、これによって農民層分解を一層促進し、没落した家内工業者や農民を工場労働者として大規模に雇用した。その際、工場は成年男子労働者よりも児童や婦人をより多く雇用し、彼らを複雑な等級制のもとに編成した。さらに、激しい資本家間競争に強制された技術革新の展開は、成人男子労働者を賃金の安い児童や婦人に置き換え、児童や婦人の比率を一層増大させた。この技術革新にもとづく激しい合理化が労働・生活構造を含めた労働者の状態を根底において規定する。

(一) Factory Inquiry Commission, First Report of the Central Board of His Majesty's Commissioners appointed to collect

工場制下の労働と家族(湯浅)

Information in the Manufacturing Districts, as to the Employment of Children in Factories, and as to the Property and Means of Curtailing the Hours of their Labour: with Minutes of Evidence, and Reports by the District Commissioners. (P. P. Sess. 1833, vol. XX, 1833) *PL* P. R. 1833. 略す。

Factory Inquiry Commission, Supplementary Report do (P. P. Sess. 1834, vol. XIX, 1834) *PL* S. R. 1834. 略す。

(二) 戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』未来社、一九六六年。吉岡昭彦『イギリス産業革命と賃労働』(高橋幸八郎編『産業革命の研究』岩波書店、一九六五年所収)、同『綿業』(吉岡昭彦編著『イギリス資本主義の確立』御茶の水書房、一九六八年所収)。堀江英一『綿業工場』(堀江英一編著『イギリス工場制度の成立』ミネルヴァ書房、一九七二年所収)。茂木一之『イギリスミュール型紡績工場の跛行的技術発展と職場労働力構成』高崎経済大学『産業研究所紀要』第一三号、一九七八年。天野勝行『一九世紀前半におけるイギリス綿工業の資本・賃労働関係(1)』(3)『長野大学紀要』第三・四号、第五号、第六号、一九七四・七五、七六年、同『イギリス繊維機械布の資本・賃労働関係』『長野大学紀要』第八号、一九七八年。

(三) 綿工業の初期の生産工程については、Rich and Guest, A Compendious History of the Cotton Manufacture, First edition 1823, New impression, 1968, Lon-

don and Edinburgh, を参照。

- (4) E. Baines, *History of the Cotton Manufacture in Great Britain*, London, First edition 1835, Second edition, 1966, pp. 209-9.
- (5) Andrew Ure, *The Philosophy of Manufacture*, First edition, 1835, New impression 1967, London, pp. 18-19.
- (6) 「大工業は、一人の人間の全身を一生涯一つの細部作業に縛はりつけるメカニクス的な分業を技術的に廃棄するのであるが、それと同時に、大工業の資本主義的形態はそのような分業をそのいさゝち奇怪なかたちで再生産するのであって、この再生産は、本来の工場では労働者を一つの部分機械の自己意識ある付属物としてしまひつゝたゞよって行なわれ、そのほかではこの一部は機械も機械労働のまじりな使用によつて、また一部は婦人労働や児童労働や不熟練労働を分業の新しい基礎として取り入れることによつて行なわれるのである」(Das Kapital, Bd. I, S. 508, 『資本論』第一巻、全集 第三三卷、大月書店、六三二ページ)。
- (7) 「近代工業は、一つの生産過程の現存の形態をすつて最終的なものとは見なさず、またそのようなものとして取り扱わない。それだからこそ、近代工業の技術的基礎は革命的なものであるが、以前のすべての生産様式の技術的基礎は本質的に保守的だったのである。機械や化学的工程やその他の方法によつて、近代工業は、生産の技術的基礎とてまことに労働者の機能や労働過程の社会的結合をも絶えず変革する。したがつてきた、それは社会のなかでの分業をも絶えず変革し、大
- 量の資本と労働者の大群とを一つの生産部門から他の生産部門へと絶えまなく投げ出し扱ひ入れる。したがつて、大工業の本性は、労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性を必然的にする。他面では、大工業は、その資本主義的形態になつて、古い分業をその骨化した分枝をつけたままで再生産する」(ibid., S. 511, 同上書、六三三～六三四ページ)。
- この「絶対的矛盾」といふは (ibid., S. 511, 同上書、六三四ページ)。
- (8) Reports of the Inspectors of Factories for the Half year Horner's Report, 1841, Ending the 31 st December 1841, British Parliamentary Papers, 1842 (31), Vol. XXII. 以下をこゝに Horner's Report, 1841, を略記。V. A. G. ガートネルはホーナーによる調査を、「一九世紀における最も周到で、包括的な産業調査」であると評する (V. G. A. Gatrell, *Labour, Power and the Size of Firms in Lancashire Cotton in the Second Quarter of the Nineteenth Century*, *The Economic History Review*, 2nd ser, Vol. XXX, No. 1, February 1970, p. 97.)
- (9) この有名な通説的見解として、ガートネルはマンタラムの『イギリスをさぐる労働者階級の状態』のほか、J. Jewkes, 'The Localisation of the Cotton Industry', *Economic History*, 1930 II; A. J. Taylor, 'Concentration and Specialisation in the Lancashire Cotton Industry, 1825-50', *The Economic History Review*, 2nd ser., Vol. 1, Nos. 2 and

3, 1949. M. M. Edwards, *The Growth of the British Cotton Trade, 1780-1815*, Manchester, 1967; Stanley D. Chapman, *The Cotton Industry in the Industrial Revolution, London and Basingstoke 1972*, Stanley D. Chapman, 'Fixed Capital Formation in the British Cotton Manufacturing Industry', in J. P. P. Higgins and S. Pollard, eds., *Aspects of Investment in Great Britain, 1750-1850*, London 1971. 等々の文献を挙げよう。

また、産業革命期の固定資本の問題については、Higgins and S. Pollard, eds., *Aspects of Investment in Great Britain*, ほか、François Crouzet, eds., *Capital Formation in the Industrial Revolution*, London, 1972. 大河内暁男『産業革命期経営史研究』岩波書店、一九七八年、第二部を参照。

(9) M. M. Edwards, op. cit., pp. 126-129.

(11) 一〇年段階をさぐり、すむと細糸部門は隔離した地位を確立して、たマコネル・ケネディ・ローリーは、いずれも機械工として従弟を終了し、機械製造兼紡績企業家としてその事業を開始した。彼らは自ら機械を製造することができたがゆえに、あまり費用をかけることなく、機械の改良やその台数を増大することができた。彼らはこうした有利な条件をいかしつゝ、最初から利潤の高い細糸の生産に特化し、そこから得られた莫大な利潤を基礎に、急速に大企業へ成長した。たマコネル・ケネディ社については、C. H. Lee, *A Cotton Enterprise 1795-1840, a history of McConnell &*

工場制下の労働と家族（湯浅）

Kennedy fine cotton spinners, Manchester, 1972. について、詳しく分析されている。また、鈴木良隆「産業革命期イギリス綿業における大量生産方式の構想過程——マコネル・ケネディのはあい——」研究年報『経済学』第三八巻第二号、一九七六年、も参照。

(12) 三年の『製造業・商業・海運業委員会』に喚問された、その綿工場主が「五年恐慌以降利潤率が低落したことを強く訴えている。たとえば、W・R・グレンクは委員会の証言において利潤率の低落の原因を次のように分析している。「一八二四年と一八二五年に工場数はいちじるしく増加しましたか。——はい。それは法外な増加でしたか。——そうではありません。一八二六年以降の紡績業の低い利潤率は、なんらかの程度で、一八二四年と一八二五年の工場建築投機によるものでしょうか。——そうして、むしろ、いや、おおつにそうだと思います。」(Report from the Select Committee on Manufactures, Commerce, and Shipping, British Parliamentary Papers, 1833, Vol. VI, Q. 11406. 以下におおつは MCS, 1833. と略記)。

このように利潤率がいちじるしく低下した二五年恐慌以降、この利潤率の低下を補うために、二五年以前の投機ブームに建設された工場や工場の一部を利用して、織布を兼営する綿工場が増えた。二五年恐慌と紡績兼営工場の増大については、R. C. O. Matthews, *A Study in Trade-Cycle History*, Cambridge, 1954, Chapter III. 毛利健三「一八二五年恐慌とイギリス綿工業」『社会科学研究』第一七巻第六号、一

九六六年、を参照。

- (13) このような「小工場」の場合、水車小屋をはじめとして、利用可能なありとあらゆる種類の建物が綿「工場」に転用された(M. M. Edwards, op. cit., Chapter 9)。また、工場の一部やノローの貸貸し制度もかなり普及していった(S. J. Chapman, *The Lancashire Cotton Industry*, London, 1904, pp. 62-64.)。
- (14) M. M. Edwards, op. cit., Chapter 9. 鈴木良隆「産業革命期イギリス綿業における企業者活動——戦略決定過程と戦略類型——」『橋論叢』第七七巻第六号、一九七七年、九八ページ。
- (15) S. J. Chapman, op. cit., pp. 69-71.
- (16) Andrew Ure, *The Cotton Manufacture of Great Britain*, London, 1836, Vol. I, pp. 334~342.
- (17) V. A. G. Gatrell, op. cit., p. 109. また、イギリス綿工業は巨大な生産量を吸収するためには、国内市場のみならず広大な外国市場を必要としてきた。しかし、イギリス綿工業はナポレオン戦争以来とみに力をつけてきた大陸やアメリカの綿工業とも激しく競争しなければならなくなった。グレッグは綿製品の三分の二が輸出用であったことを強調しつつ、次のように指摘している。
- 「あなたは大陸諸国に綿糸を輸出するのを常としているわが国の商社が、現在、以前にもまして大陸諸国の紡績業からの激しい競争を経験しているのをごぞんじですか?——確かにそうです。このような競争の増大は、太番手から細番手

へと漸次的に広がっており、そのことは、他の国々が漸次太番手の織布を自給しはじめていることを示しています」(MCS, Q. 11400)。

- (18) Andrew Ure, op. cit., Vol. II, pp. 194-5.
- (19) Horner's Report, 1841, p. 26.
- (20) M. Blaug, 'The Productivity of Capital in the Lancashire Cotton Industry during the Nineteenth Century', *The Economic History Review*, 2nd series, Vol. XIII, No. 3, April, 1961, p. 365.
- (21) Horner's Report, 1841, p. 26.
- (22) SR. 1833, D. I. 1191.

第三章 工場制下の労働、生活構造と

家族

第一節 工場制下の労働と児童労働問題

前章においては、綿工場における機械体系とその技術革新の分析を軸として、工場内の労働力構成、企業内分業と等級制的な労務編成、さらに、激しい資本家間競争に強制された技術革新によるその再編成を検討してきた。この機械体系によって成立した工場は、労働内容やその性格を一変したのみならず、くり返し示唆してきたように家族や共同体を含めた

労働者の生活構造をもドラスティックに変革した。

本章の課題は、このような大工業の高度な生産力によって変革された労働者の労働・生活構造の総体に接近することにある。しかし、労働過程については、すでに前章においてかなりふれてきたので、本章の第一節においては、工場法論争における論点を若干整理しつつ、児童労働者に焦点をあわせて分析をおこないたい。ついで、第二節と第三節において、典型的な綿工業都市、プレストンの総労働力構成を分析し、綿工場労働者の社会的地位を確定しつつ、労働者の生活構造を分析することにした。

工場内における労働者の労働内容と作業環境については、工場法運動の開始以来、重要な論争点の一つをなしくり返し激しく論争されてきたところである。たとえば、N・ゴールドは一八一八年に発行された一パンフレットにおいて工場労働を次のように非難している。⁽¹⁾

第一に、ランカシャー地域の綿工場の労働時間は、土曜日を除いて、一時間ないしはそれ以下の夕食時間を含めて、一日一三時間から一六時間までの長時間に及んでいる。

第二に、このような長時間労働にゆだねられている労働者

工場制下の労働と家族(湯浅)

のなかには、九歳から六歳までの児童が多く含まれている。

第三に、たいいていの工場では一六歳以下の児童・年少者が約半分を占め、彼らの多くは紡績工の下に糸継工として雇用されている。この糸継工は機械が運転されている間、前後に動きまわり、さらに、糸を継ぐために体を伸ばしたまま立ち止まっていなければならないために、彼らの労働は激しい疲労を伴う。また、糸継工に長時間の疲労度の高い労働を強制するために、紡績工や監督者は糸継工にしばしば暴力を加えている。さらに、糸継工は夕食時間中も機械を掃除し、注油するために働かなければならず、その結果、彼らの労働は紡績工の労働時間よりも長くなっている。

第四に、ほとんどすべて綿工場においては、朝食や昼食のための休憩時間はなく、したがって労働者は作業をしながら、しかも綿くずやちりのなかで食事をとらなければならない。

第五に、工場内の温度はたいいていの場合、華氏七五度から八〇度の高温である。細糸工場では八〇度から八五度、ときには九〇度の高温に達している。しかも、窓はほとんど閉じられたままで、換気はきわめて不十分である。

第六に、以上のような長時間労働と劣悪な作業環境のなか

で、体力が消耗し、病気にかかった労働者は、工場主によってすぐさま解雇される。

ゴールドはさらに工場労働者の教育機会の欠如を強調しているが、このような工場内の労働と作業環境に対する多岐にわたる批判点は、工場法をめぐる論争が激しくなるとともに、工場法推進論者によってくり返し主張されてきた点である。

これに対し、工場法に反対した工場主は、工場労働者の賃金は高く雇用も安定していること、労働内容も筋力をほとんど必要とせず、精神的な注意力のみが必要とされるにすぎないこと、概して工場労働者のほうが家内工業者や農民と比較して健康的であり、教育水準も高い等々を列挙し、反論を加えた。

このような工場労働をめぐる論争のなかで、くり返し重要な論争点の一つとなったのは、児童労働者に加えられた殴打や虐待である。

いわゆる肉体的刑罰による児童の酷使は、初期の綿工場ではある程度制度的に歯止めがかけられていたとされている。すなわち、アークライト型工場においては労働者が家族ぐるみ雇用され、また、ミュール型紡績工場においても、ミュー

ル紡績工は補助労働者の雇用をできる限り自分の子供や親戚の子供に限定しようとした⁽²⁾。すでに指摘したように、ミュール紡績工は、商人資本の下請に編成されていた家内工業者と似た地位を工場内においても維持し、この下請親方としての地位を利用して、補助労働者の雇用をできるかぎり自分の子供や親戚の子弟に限定しようとしたわけである。

工場内に持ち込まれたこのような親子関係によって、ミュール紡績工は自分の子供にたいする監督と権威を維持し、彼の目のとどくところで子供に職業訓練を与えることができた。また、子供のかせいだ賃金を容易に家計に繰り入れることもできた。他方、子供にとつても、他人に雇用されるのは異なつて、自分の親であるがゆえに、過度労働や苛酷な取扱いを避けることができた⁽³⁾。

しかしながら、工場内の親子関係はそれほど高い比率で普及することはなかった。一六年の『児童労働委員会報告書』によるならば、プレストン市内の綿工場では一八歳以下の児童のうち約一二・六%が、プレストン郊外の綿工場では約二〇・二%が親子・親戚関係にあつたにすぎない。紡績工はこのような雇用慣行を労働組合の規制力によってできる限り維

表10 プレストンとその近隣地域の綿工場における父親によって雇用された児童の比率

	(A) 総労働者	(B) 18歳以下の児童	(C) 工場主によって雇用されている児童	(D) 紡績工等によって雇用されている児童	(E) 父母や兄弟によって雇用されている児童	(E) (B)
Canal Street Factory	193	149	65	84	26	17.4
Spittals Moss Factory (old)	67	46	25	21	61	13.0
Spittals Moss Factory (new)	109	80	31	49	16	20.0
Bottom of the Yard Factory	58	43	14	29	49	9.3
Top of the Yard Factory	173	131	57	129	13	10.0
Frenchwood Factory	104	66	30	38	58	7.6
Churchwood Factory	286	165	78	108	25	15.2
Leeming Street Factory	184	119	54	66	4	3.4
Harrocks & Jackson's Factory	83	57	24	33	8	14.0
Eduward Clayton's Factory	89	42	19	31	4	9.5
Stanley Street Factory	86	58	23	43	14	24.1
Bridge Street Factory	78	58	34	24	7	12.1
Heatley Street Factory	141	109	63	46	10	9.2
プレストン総計（平均）	1,651	1,123	517	701	142	12.6
Walton Factory	144	89	16	73	25	28.1
Moon Hill Factory	85	67	27	40	14	20.9
T. Turton's Factory	49	31	7	24	8	25.8
Cuerden Green Factory	153	100	65	35	27	27.0
Lostock Factory	127	99	39	50	26	26.3
Slater's Factory	41	31	17	14	4	12.9
Hilton & Kay's Factory	180	130	50	80	26	20.0
T. Goodair's Factory	86	57	19	38	4	7.0
T. Lightoller's Factory	89	54	12	42	33	61.1
Houghton Bottom Factory	67	62	23	29	12	19.4
Roch Factory	100	49	7	42	6	12.2
プレストン近隣総計（平均）	1,121	769	282	467	155	20.2

〔出所〕 Select Committee, Report of the Minutes of Evidence on the State of the Children employed in the Manufactories of the United Kingdom (P.P. Sess, 1816 Vol. III.), p.261, より作成。

持しようとしたが、すべての紡績工が適当な年齢の子供を持っていたわけではないし、家族の人員によって生産が限界づけられていた家内工業とは異なって、工場は機械の生産力に応じて児童を大量に雇用した。さらに、ミュールの大型化によるミュール紡績工一人当りの補助労働者の増大は、このような工場内の親子関係を決定的に解体せざるをえない。

工場法推進論者が、長時間労働を強制するために児童に暴力が加えられていると非難したのに対し、工場主は児童に対する苛酷な取扱いは次第に改善されてきたこと、児童に暴力を振っているのは工場主や監督者ではなく、むしろ紡績工自身であると、反論した。しかし、根本的な点は、児童労働者に対する暴力や虐待が個々の紡績工の意志とはかわりなく、経済機構的に強制されていたことである。すなわち、工場に雇用された児童労働者は、激しい合理化が展開されるなかで、工場内の分業関係ゆえに必然的に成年男子労働者と同じ時間働かなければならなかったし、紡績工の賃金が請負賃金であったがゆえに、自らの賃金をひきあげるためには、児童労働者を酷使して生産量をひきあげなければならなかったのである。

このような激しい論争の的となった工場労働者や児童労働者の状態を正しく把握するためには、工場労働者の労働内容や労働環境それ自体とともに、それらが、同じ工場制の確立によって生みだされた都市問題や家庭生活の解体と結合することによって、労働者の生命の生産と再生産の危機を一層促進したことに注意しなければならない。

一家の家長たる成人男子労働者の長時間労働はいわば父親不在の家庭生活を生みだし、さらに、工場は婦人や児童をもこの同じ長時間労働に束縛した。とりわけ、家事労働を基本的に担わされていた婦人の工場への雇用は、家庭生活の解体に決定的な意味をもつものであった。この点の解明は、本稿の主要課題の一つでもあるので、節を改めて論じよう。

第二節 綿工業都市、プレストンの

総労働力構成と婦人雇用の拡大

すでに指摘したように、本節においては、工場労働者の家庭生活や家族形態を分析するための前提として、まず、一八四一年の人口センサスにもとづき、典型的な綿工業都市であ

る、ランカンシャのプレストンの総労働力構成を分析し、そのなかで綿業を中心とする工場労働者の社会的地位を確定し、ついで、婦人の工場雇用による家計構造の変化を検討したい。

四一年センサスによると、プレストンの総人口は五〇、〇七七人であり、このうち就業人口は二二、六七五人である。⁽⁴⁾プレストンの総労働力構成の第一の特徴は、就業人口のうち製造業従事者が一二、三七二人で、就業人口中約五五%を占めているのに対して、農業従事者は六一三人にすぎず、その比率も3%を割っていることである。

第二の特徴は、製造業従事者のなかで綿工業従事者が九、〇六七人を数え、圧倒的な比重を占めていることである。この綿工業従事者は就業人口全体においてみても非常に大きな比重を占め、男子就業者の三二・三%、女子就業者の五三%にも達している。製造業のなかで綿工業について多くの人々が従事しているのは、綿工業関連職種、各種の織布工を始めとする繊維産業従事者であり、これに、機械業や製鉄業従事者が続いている。しかし、機械業や製鉄業に従事している人々の数は非常に少数

工場制下の労働と家族(湯浅)

表11 1841年プレストンの人口と職業構成(推計)

職業構成	男		女		男女計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
農業	622	4.35	9	0.10	631	2.78
製造業	6,701	46.89	5,672	67.66	12,372	54.56
(綿工業)	(4,622)	(32.34)	(4,445)	(53.02)	9,067	39.99
商業および手工業者	4,423	31.01	855	10.20	1,288	23.32
一般労働者	1,217	8.52	216	2.58	1,433	6.32
家事使用人	237	1.66	1,560	18.61	1,797	7.93
教育専門職員	467	3.27	47	0.56	514	2.27
公務員の	86	0.06	3	0.03	89	0.39
その他	530	3.70	21	0.25	551	2.43
就業人口計	14,292	100.00	8,383	100.00	22,675	100.00
軍人	45		0		45	
有産者	289		953		1,242	
被救貧民	193		166		359	
その他の非就業人口	8,820		16,936		25,756	
非就業人口計	9,347		18,055		27,402	
総計	23,639		26,438		50,077	

(出所) 1841 Census Great Britain, Occupation Abstract with Preface (P.P. Sess, 1844, Vol. XXVII.), より作成。

で、この点から判断して、機械や製鉄業は小営業、せいぜいマニファクチュア段階にあり、商工業と一般に分類されている手工業者と大差がなかったように思われる。

女子が綿工業に次いで多く従事している家事使用人(女子就業者の七・九%)、不特定職種に従事している一般労働者、それに少数の教育・専門職従事者や公務員を除いた残りは、商業関係従事者と手工業者によって占められている。この四

一年の調査では従業員上の地位は区別されていないので、商業関係従事者や手工業者のなかには親方職人や独立自営業者が含まれている。しかし、手工業者の場合、その大多数は下請関係に編入されている「自営業者」か親方に雇用されている職人であり、また、商業関係従事者のなかにも、小さな店を所有する小売人や各種の行商人が多く含まれていた。したがって、綿工場に働く工場労働者を別とすれば、その他の製造業従事者や手工業者・商業関係従事者は、概してきわめて零細な自営業者であるか、そこで働く職人であった。

綿工業に働く労働者が就業人口の圧倒的比重を占め、これに綿工業関連職種や他の繊維工業従事者、さらに、各種多様な職人や商業関係従事者が続き、それに反して農業人口が極

端に少くないという、以上のようなプレストンの労働力構成は、ランカンチャー地域のほとんどの工業都市を貫く特徴である⁽⁵⁾。ちなみに、イギリス全体では、産業革命の展開を反映して、二〇年代になると製造業人口が農業人口を追い抜き、三〇年代になると製造業人口が総就業者の四〇%を占めるようになっていたが、四〇年代になっても農業人口がなお二二%を占めていた。

ランカンチャー地域の綿工業都市における労働者家族を研究したフォスターやアンダソンは、綿工業都市の勤労者家族がきわめて劣悪な生活水準におかれていたことを強調している⁽⁶⁾。前章において考察したように、綿工場においても、最高級の工場労働者に属していた少数のミュール紡績工や機械工を除けば、その他の大多数の労働者の賃金はきわめて低い水準にあった。アンダソンによるならば、高級の熟練職人や自分の店を持つ小売業者はミュール紡績工と同水準の貨幣収入を得ていたが、その他の下級職人や小売業者の貨幣収入はミュール紡績工よりもはるかに低い水準におかれていたし、雇用も不安定であった。しかも、最高級の工場労働者に属するミュール紡績工においても、妻子がいるならば、彼の賃金

表12 イギリス総労働力構成の歴史的变化

年	農漁・林業	製造業・建築・製鉄	商業・運輸	家事・個人	公務員・自由業・その他
1801	35.9	29.7	11.2	11.5	11.8
1811	33.0	30.2	11.6	11.8	13.3
1821	28.4	38.4	12.1	12.7	8.5
1831	24.6	40.8	12.4	12.6	9.5
1841	22.2	40.5	14.2	14.5	8.5
1851	21.7	42.9	15.8	13.0	6.7
1861	18.7	43.6	16.6	14.3	6.9
1871	15.1	43.1	19.6	15.3	6.8
1881	12.6	43.5	21.3	15.4	7.3
1891	10.5	43.9	22.6	15.8	7.1
1901	8.7	46.3	21.4	14.1	9.6

〔出所〕 P. Deane and W. A. Cole, Brith Economic growth 1688-1959, Cambridge U.P., 1962, p.142.

のみでは最低限の生活をすこしうまわる水準にすぎなかった。

機械は熟練を解体し筋力を不要とすることによって、児童や婦人の大量雇用に道を開いた。綿工業都市における勤労者の賃金や貨幣収入の低さは、この婦人や児童の賃金収入によって補充された。

五一年センサスを利用して、アンダソンはプレストンにお

工場制下の労働と家族（湯浅）

いて寡婦を除いた主婦のうち約二六％が就業していたと、推計している。しかし、勤労者の主婦のみをとりあげるならば、その比率はかなり大幅に上昇するはずである。ちなみに、プレストンの二〇歳以上の女子就業者のうち、四一年センサスによれば四九・五％、五一年センサスでは五〇・三％が綿工場に雇用されている。前章で検討したミュール紡績工程の合理化はミュール紡績工を失業においこむかわりに、婦人や児童の雇用を増大した。

もちろん、綿工業都市の主婦は綿工場以外においても、家事使用人、不安定労働者、家内工業従事者等々種々の職業で働き貧困な家計を支えていた。しかし、綿工場以外においては、婦人はきわめて劣悪な水準の賃金や貨幣収入しか得ることができなかった。このため、それ自体きわめて低い賃金でしかなかった綿工場の賃金も、婦人の賃金としては相対的には高い水準にあり、十分に家計を補助することができた。

したがって、ミュール紡績工と綿工場に働く婦人との家族、手織工と綿工場に働く婦人との家族、夫婦とも手織工の家族、下級職人と綿工場に働く婦人との家族、下級職人と家事使用人として働く婦人との家族といったように、夫の職業のみなら

ず、婦人の職業との組合せによって、労働者階級内部においても複雑な家計収入の格差が形成されていた。また、労働者のライフサイクルにわたる家族規模の変化によっても家計収入は大きく変動した。たとえば、三〜四人の子供を持つミューール紡績工家族の場合、子供が一五・六歳前後に成長し、それぞれが綿工場で働くようになれば、家計収入は最大になりやがて子供が成人して独立するとともに、その家計収入は縮少し、さらに、紡績工が激しい労働のために体力を消耗したり、また、老齢のために解雇されたりすると、極貧層に陥らざるをえない。

N・マケンドリックは、従来の生活水準論争が賃金率の統計的検証のみを精緻化しようとし、婦人や児童の雇用による家計収入の増大を無視してきたことを痛烈に批判し、この家計収入の増大が産業革命期の国内市場、とりわけ大量消費財市場の拡大を支えてきたことを強調している。すなわち、彼は婦人や児童による貨幣収入の増大によって、労働者家族は最低限必要な生活必需品を購入しうる以上の家計収入を得ることができ、その結果、既成服等の大衆消費財市場が急速に拡大したとしている。⁷⁾すでにみたように、ミューール紡

績工家族の場合、婦人や児童も綿工場に働いているならば、かなり高額の家計収入を稼ぐことが可能であった。しかし、婦人や児童の雇用は家計収入の増大をもたらすとともに、家庭生活や家族形態にも大きな変化を与えた。したがって、労働者の家計収入の増大の持つ意義は、このような労働者の生活構造の変化と結合して把握されなければ一面的な評価とならざるをえないであろう。

第三節 労働者の生活構造の変化と

家族

婦人や児童の労働への参加は、なにも工場制の確立によって開始されたものではなく、第一章で考察したように、織布工家族や農民家族においても婦人や児童は家族内分業の一翼を担い労働に従事していた。児童は六歳にもなれば当然のこととして労働に参加していたし、家族内分業のもとの児童や婦人の労働も、決して牧歌的なものではなく、きわめて劣悪な条件下で労働しなければならなかった。工場制下の児童や婦人労働者の状態を激しく告発したエンゲルスやハモンド夫妻の古典的研究に対して、いわゆる「楽観論」の立場にた

つ研究者はこの点も古典的研究に対する重要な批判点の一つとしてきた。⁽⁸⁾

かかる批判に対し、E・P・トムソンは工場制下の労働と比較して家内労働の場合にはなお重要な歯止めがあったとし、古典的研究を擁護している。彼は単調な工場労働に対し、家内労働においては労働が多様であり、児童はその能力に応じて家内労働に参加することができたし、労働時間も週六日、一日八時間を越えず、ダンスやスポーツやゲームに興ずることができたとしている。さらに、彼は子供の躰には非常にきびしかったが、それでも愛情あふれた両親のもとで児童が労働していたことを強調している。⁽⁹⁾しかし、ここで、より重要な点は、児童や婦人が家族内分業のもとで労働に参加すること、工場に雇用されるのでは、労働者の家庭生活や家族形態に決定的な相違をもたらすことである。

まず第一に、家族内分業のもとで家内工業や農業に従事していた婦人の場合、比較的容易に労働をしながら家事や子供の世話をすることができた。しかし、住宅や家族から遠く離れた工場に、しかも朝の五時や六時から夜の七時や八時まで長時間束縛された婦人の場合には、家事や保育を適切に果

工場制下の労働と家族(湯浅)

すことはほとんど不可能に近く、その結果労働者の家庭生活は解体せざるをえない。

このような労働者の家庭生活解体的集中的表現は、綿工業都市における幼児死亡率の異常な高さに示されている。婦人の工場雇用によって生みだされた種々の問題を包括的に研究したM・ウェイトは、各綿工業都市における幼児死亡率が他の地域よりも異常に高い要因として、綿工場に働く婦人が一日中家庭を留守にし、幼児の世話をすることができなかったことを、最重要視している。⁽¹⁰⁾

このような共働き家族が家庭生活の解体を防ごうと思えば、工場に働く婦人のわかりに家事や育児を担当する代理人を雇わなければならない。さきのウェイトは綿工業都市において、工場に働く婦人にかわって、洗濯、掃除、料理等々の家事労働をおこない、その代価として小額の貨幣を受け取る種々の婦人の職業が、綿工場の確立とともに広範囲に発展してきたことを指摘している。⁽¹¹⁾これらの職業とともに、工場に働く労働者の食事時に湯や茶を配給するティール・ウーマンと呼ばれる職業や、さらに、マケンドリックが強調していたように、既成服を提供する洋裁、裁縫、既成靴を提供する製靴

業等の消費財産業も発展した。しかし、工場に働く婦人によって最も必要とされたのは、彼女にかわって乳児や幼児の世話をしてくれる婦人である。

綿工場に働く婦人労働者は出産してからも、生活の必要から、あるいは職を失う危険から、できる限り早く仕事にもどらなければならなかった。たとえば、三三年児童労働委員会において、綿工場に働く一婦人は出産後九日や一〇日間で仕事にもどる婦人が幾人もいたと、証言している。⁽¹²⁾ ちなみに、出産後の婦人労働者の雇用が法律によって規制されるようになったのは、一八九一年にもなつてからのことである。

この結果、生まれたばかりの乳児は同居する祖母や、七歳から八歳ぐらいの子供の世話をうけるか、祖母や適当な年齢の子供がいなない場合には、乳児の保育によって貨幣収入を得ている婦人のもとに預けられなければならない。時には七歳から八歳ぐらいの少女が近所の乳児を預かっていた例もあるが、保育を職業とする婦人の多くは年をとつた婦人であつて、彼女らは一度に三名から四名の子供を預かっていたといわれている。

ビクトリア期のイギリスにおいては、牛乳は非常に高価で、

また不衛生でもあつたため、万能薬と称して、アヘンやモルヒネを含んだコーディアルやシロップが、しばしば母乳を求めて泣き叫ぶ乳児に与えられていた。この一例でもわかるように、保育を職業とする婦人のもとでは、きわめて劣悪な条件下で乳児は育てられたわけであるが、その保育料はかなり高額に達した。W・ウエイトは、一八七〇年代の水準ではあるが、保育料の月額平均は三シリングであつたと、指摘している。⁽¹³⁾

マケンドリックが強調するように、婦人や児童の工場雇用によって、労働者家族の現金収入が増大し大衆消費財が普及するようになるが、このような大衆消費財が普及するためには、家計収入の増大とともに婦人の雇用による家庭生活の破壊という経済的基礎が必要であつた。したがつて、婦人の工場への雇用は、家事や育児を担当する代理人を雇つたり、労働者家族に既製品の購入を促進したので、それに伴つて貨幣支出も増大し、それは婦人の雇用による現金収入の増大を相殺しかねないなどに達した。⁽¹⁴⁾ それゆえにまた、工場制の発展が労働者家族の現金収入を拡大しつつも、家庭生活を解体し、労働者階級の生命の生産と再生産の条件を破壊しながら、

家庭生活を金銭関係にまきこむことに、生活面からみた工場制下の労働者階級貧困化の本質的側面があるといえよう。

社会学者スメルサーはかつて織布工家族が担っていた生産・子供の保育・養育・教育といった諸機能が、工場制の確立によって次々と社会化される過程を「家族機能の分化」として描いているが、彼も強調しているように、この同じ過程は父権のもとに統合されていた種々の機能が家長から「分化」し、父権の経済的基礎が崩壊する過程でもあった。⁽¹⁵⁾ すなわち、織布工家族のもとでは、父権が家族内分業の指揮者、あるいは、主要な家族収入の獲得者であったことを経済的基礎として、家族を家父長制的に統轄していた。しかし、これまで考察してきたように、工場制下においては、労働者家族の家計は婦人や児童の現金収入に補充されることによって成り立ち、父親はもはや主要な収入の獲得者たる地位を喪失した。さらに、激しいミューール紡績工程の合理化や、景気の変動によって失業した紡績工の場合、婦人や児童による現金収入によってのみ暮しを維持しなければならなくなった。

小稿の最初において考察した織布工家族においては、父権の支配のもとに家族内分業によって労働と生活が一体として

工場制下の労働と家族（湯浅）

営まれていた。工場制の確立はこのような家内工業者を徹底的に没落させ、彼らを工場労働者として大量に雇用し、家族から生産機能を分離した。工場に雇用された労働者の主力は婦人や児童であって、婦人の工場への雇用は婦人が家事機能を果すことを不可能にし、このため、労働者家族は家事機能を果す代理人を雇用するか、既製品に頼らなければならなくなり、したがって、工場制は労働者の家庭生活を解体しつつ、家庭生活に金銭関係を拡大した。婦人や児童の現金収入によって労働者家族の家計が維持されるようになるとも、父親はもはや唯一主要な収入の稼ぎ手ではなくなり、合理化や景気の変動による彼らの失業は父権の経済的基礎を全く解体する。したがって、工場制の確立は労働者の家庭生活を解体し、旧い家父長制的な家族形態の物質的基礎を弱体化した。しかし、このように、家庭生活が解体し、旧い父権の物質的基礎が弱体化するなかで、児童による賃金収入はますます家計にとって重要な意義を持つようになる。

したがって、旧い家族形態の物質的基礎の崩壊のさしあたっての結果は、児童や婦人の権利の拡大ではなく、旧い父権に反作用することであった。すなわち、労働者家族は父権を

「濫用」し児童を売ることによってのみその生活は維持された。このような父親によって働かされる子どもと工場主との契約の内実は、父親¹¹ 奴隷主による子ども¹² 奴隷の売買にすぎないものとなる。工場法推進論者は黒人奴隷制と対比しつつ、この児童奴隷制を激しく告発したが、マルクスもこのような児童の工場雇用の本質を次のように指摘している。

「機械はまた資本関係の形式的な媒介すなわち労働者と資本家とのあいだの契約をも根底から変革する。商品交換の基礎のうえで、資本家と労働者とが、自由な人として、独立な商品所持者として、相対するということが第一の前提だった。今では資本は未成年者または半成年者を買う。以前は、労働者はかれ自身の労働力を売ったのであり、これをかれは形式的には自由な人として処分することができた。からは今では妻子を売る。かれは奴隷商人になる。」⁽¹⁶⁾

このように、流通過程においていわば奴隷として売買された児童労働者は、すでに考察したように、生産過程においても、大工業の高度な生産力のもとで下請雇用に編入され、成年男子労働者と同じ長時間労働を強制された。しかも、長時間労働で疲れて家に帰ってもその家庭生活が解体しているな

らば、工場労働の児童に与える肉体的・精神的諸結果は明白であろう。

工場制が確立し、都市化が進展し、労働者の家庭生活や家族制度が変化するなかで、これまでは社会学の研究においては、いわゆる「核家族」化が急速に進行すると把握されていた。しかし、綿工業都市・プレストンの労働者家族を研究したアンダソンは、通説が想定するほど「核家族」化が進行せず、三世大家族や同居家族の比重がかなり高いこと、また、親族ができる限り近くに住み相互援助をしていたことを指摘し、通説的理解に疑問を呈示している。⁽¹⁷⁾ 彼はこの原因として、労働者の家族機能が社会化し、賃金収入の変動、失業、病気、死亡といった労働者のライフサイクルにわたる生活の不安定性が増大した反面、全体として賃金水準が低かったため労働者家族が生活の不安定性に備えて十分な貯蓄をする経済的余裕がなかったこと、また、公立の保育園や不慮の事故に備えた社会保障制度が不整備であったことを、挙げている。

工場制が確立し家庭生活が社会化されても、社会保障制度が不整備であればあるほど、アンダソンが強調しているように、生活不安に備えて労働者家族は血縁関係に頼って生活

を防衛しなければならなかった。しかし、工場制の確立による家庭生活や古い家族制度の崩壊は共同体の解体とあいまって、かつて家族や共同体によって担われていた機能を種々の行政需要として生みださざるをえず、もはや、血縁や地縁のみによってのみ生活を維持することを不可能にした。第一章第二節でみたような、無給で、名誉職とされていた治安判事制度を中軸とする地方行政機構では、もはやこの拡大する行政需要に応えることはできなかった。大工業の高度な生産力は旧来の行政機構をもちや時代遅れのものにすると同時に、その生産力にふさわしい科学的で、中央集権的な行政機構確立の物質的基礎をも提供する。工場制下においては、種々の復古的傾向を伴いつつも、その生産力にふさわしい工場法たる一般的法律と、工場監督官制度のもとで、労働者の労働と生活が進行せざるをえない。

おわりに

社会政策やイギリス工場法の研究においては、工場制の確立による労働者階級の生命の生産と再生産の危機が分析の出発点におかれ、これをめぐる労働者階級と資本家階級との対

応と対抗関係に研究の焦点がおかれてきた。しかし、これまでの研究においては、工場内における長時間労働や過度労働が問題とされても、同じ工場制の成立によってひきおこされた労働者階級の家庭生活の危機をも視野に含めて、労働者階級の生命の生産と再生産の危機を論じることとはほとんどなかったように思われる。

このため、これまでの工場法の研究においては、家族の解体や労働者生活の危機を激しく告発したトリー・ラディカルや、一般的に博愛主義者と称される人々の意義と役割が正当に位置づけられてこなかった。工場法をめぐる論争において、児童や婦人労働者問題が焦点となり、さらに、その背後にある家庭生活の危機が問題とされるに及んで、労働者階級のみならず他の広範な諸階級・諸階層の人々が、復古的な傾向を持ちつつも工場法に支持を示し、このことを重要な契機として工場法は成立することができた。

これまでくり返し指摘してきたように、家族は労働者の生活単位であるのみならず、工場制確立以前においては、統治の末端機構でもあり、この統治の末端機構としての家父長制的家族と教区組織のうえに家父長制的社会が形成されていた。

しかし、このような家族や教区の解体は旧来家族や共同体が担っていた諸機能を行政需要として生みだしつつ、旧来の国家機構の改革を必然化する。この国家機構の改革は資本と土地所有との権力闘争に媒介されつつ、一八三二年の選挙法改正以後次々と実施にうつされ、中央集権的な行政機構が確立した。三三年工場法によって創設された工場監督官制度はこのような中央集権的行政革命の皮切りであった。しかし、これまでの研究においては、このような国家機構の変革にまで分析を深めることなく、たとえば、大河内氏¹¹「労働力を保全し資本の再生産を維持する国家」、岸本氏¹²「階級闘争を抑制・緩和する国家」、戸塚氏¹³「資本家間競争を調整する国家」というように、それぞれ一面的な国家観が想定されてきた。この結果、工場制下の資本・賃労働関係が一般的法律¹⁴工場法と工場監督制度に媒介された資本・賃労働関係に転換するという、根本的に重要な点が看過されることになった。

これまで、工場制下の労働者生活や家族については、経済学の領域においてはほとんど問題とされず、主として欧米の社会学者によって研究されてきた。しかし、マルクスの『資

本論』においては、それらが直接の分析課題とされていないにもかかわらず、その基本点については豊富な資料にもとづきつつ分析されている。この小稿ではエンゲルスの古典的研究『家族・私有財産・国家の起源』をも参照しながら、欧米の社会学者の研究を素材に工場制下の労働者生活を分析した。小稿において、工場制下の労働・生活構造の基本点を分析することができたので、以上で指摘した点を踏えつつ、続稿においては、これまで分析してきた労働・生活構造の変化に対し、諸階級がそれぞれの利害から提起した工場改革構想とその運動を検討し、三三年工場法の具体的な成立過程を研究することにした。

- (1) Nathaniel Gould, Information concerning the State of Children employed in Cotton Factories, printed for the Use of both Houses of Parliament, Manchester, 1818.
 11) シンフマン¹¹ The Factory Act of 1819, British Labour Struggles: Contemporary Pamphlets 1727-1850, New York, 1972. に収録されている。

- (2) スメルサーはこれを工場内に持ち込まれた「血縁関係と共同体的紐帯にたいして規制網」と呼んでくる(N. J. Smelser, Social Change in the Industrial Revolution, London, 1959, p. 191)。なお、このスメルサーの見解については、

M. M. Edwards & R. Lydell-Jones, N. J. Smelser and the Cotton Factory Family: a Reassessment, in N. B. Hart & K. G. Ponting, Textile History and Economic History, Manchester U. P., 1973. 参考

- (3) Michael Anderson, Family Structure in Nineteenth Century Lancashire, Cambridge U. P., 1971, pp. 114-118.
- (4) この四一一年人口センサスでは、婦人や児童の就業人口が著しく過少評価されている(註されば) (Richard Lawton, ed., The Census and Social Structure, London, 1978, p. 166.)

- (5) 産業革命期においても、製造業者のなかで工場労働者の比率がきわめて少くなじという点に、当時の労働者状態や労働運動を研究するうえで強調されたことが、典型的な綿工業都市を分析すれば様相が異なっていることに注意しなければならぬ。たとえば E. J. Hobsbawm, The Age of Revolution: Europe 1789-1848, London, 1962, p. 268. 安川悦子・水田洋訳『市民革命と産業革命』岩波書店 一九六八年 三四八ページ。E. P. Thompson, The Making of the English Working Class, London, 1962, VI, 安保則夫「一八三〇—四〇年代のイギリスにおける熟練労働者状態と運動」『経済学論究』第三二巻第三号、一九七七年一〇月は、工場労働者の比重がきわめて少くない点を強調している。

- (6) John Forster, Class Struggle and the Industrial Revolution, London, 1974, pp. 91-99. M. Anderson, op. cit., pp. 29-32.

工場制下の労働と家族(湯浅)

- (7) Neil McKendrick, Home Demand and Economic Growth: A New View of the Role of Women and Children in the Industrial Revolution, in Neil McKendrick, Historical Perspectives Studies in English Thought and Society, London, 1974. また、川北総『産業革命と家庭生活』(角山栄総編集『講座西洋経済史Ⅱ産業革命の時代』同文館、一九七九年一〇月所収)。

- (8) たとえば、代表的な文献として W. H. Huttt, The Factory System of the Early Nineteenth Century, in F. A. Hayek ed., Capitalism and the Historians, Chicago UP, 1945, を挙げておくがよい。

- (9) E. P. Thompson, op. cit., pp. 331-349.

- (10) Margaret Hewitt, Wives and Mothers in Victorian Industry, London, 1958, VIII.

- (11) M. Hewitt, op. cit., VI.

- (12) F. R. 1833, D. 3 p. 11.

- (13) M. Hewitt, op. cit., IX.

- (14) フレックスはこのような家計構造の変化を次のように指摘している。

「家族の機能の或るもの、たとえは子供の世話や授乳などは、まったくやめてしまおうとはできないから、資本に押収された家庭の母は、多かれ少なかれ代理人を雇わなければならない。だから、家庭労働の支出の減少には、貨幣支出の増加が対応するのである。したがって、労働者家族の生活費は増大し、それが収入の増加分を相殺してしまっているのである。そ

のうえ、生活手段の消費や調達にさいしての節約や目的性は不可能なる」（K. Marx, Das Kapital, Bd. I, S. 417. 『資本論』第一巻、五一ページ）。

- (15) N. Smelser, op. cit., スメルサーの「分化」論については、大石恵子『家族の機能分化』と婦人労働者』、『一橋論叢』第六七巻第三号、一九七二年三月号を、参照。

- (16) K. Marx, Das Kapital, Bd. I, S. 417-418. 『資本論』第一巻、五一ページ。

- (17) M. Anderson, op. cit.